

県内営業所等の本店扱い認定に関する質問・回答

1 申請関係

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 認定申請は、いつ頃から受付がありますか。 | 申請年度の4月上旬から受付を行います。 受付情報は長野県公式ホームページに掲載します。 ※ <u>令和7・8・9年度</u> 県内営業所等の本店扱い申請受付期間 <u>令和7年4月1日(火)から令和7年4月18日(金)まで</u> |
| 2 | 認定の有効期間は何年間ですか。 | 原則、本店扱いの認定日から、次期長野県建設工事等入札参加資格審査による本店扱い認定の認定日前日までの3年間有効です。 ※ <u>令和7・8・9年度</u> 県内営業所等の本店扱い認定有効期間 <u>令和7年6月1日から令和10年5月31日まで</u> |
| 3 | 認定する対象業種を教えてください。 | (1)建設工事については次のとおりです。 ・県外本店業者 土木一式、とび・土工・コンクリート、法面工事(地すべり工事を除く)、PC工事、鋼橋工事、道路付属施設(標識、防護柵及び区画線)、舗装 ・県内本店業者 土木一式、とび・土工・コンクリート、舗装 (2)委託業務については次のとおりです。 ・県外本店業者 建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント ・県内本店業者 測量 |
| 4 | 1業種あたり申請できる営業所等の数は決まっていますか。 | 県外本店は1業種につき2営業所等とし、県内本店は1業種につき1営業所等としています。 |
| 5 | 年度途中の随時申請はありますか。 | 随時申請はありません。 3年に1度行う長野県建設工事等入札参加資格審査・付与に併せ、申請年度4月のみの申請となります。 |
| 6 | 申請書類は何を提出すればよいでしょうか。 | 長野県公式ホームページの本店扱い認定の申請手続きの方法(認定公告)に掲載している下記申請書類を提出してください。 (1)県内営業所等の本店扱い認定申請書(様式1) (2)本店扱い認定基準に対する営業所等の状況(様式2) (3)認定基準に関する証拠書類は、認定公告「証拠書類の詳細例について」(表1)に記載の書類の写し等を添付 |
| 7 | 申請書の提出は郵便(配達証明郵便)で提出とありますが、例えば、控えに受付印もらいたい場合は持参でもよいですか。 | 申請書を直接県庁へ持参された場合は受理しません。 受付印が必要な場合は、申請書に返信用封筒とともに受付印を押印する書類を同封してください。 |
| 8 | ヒアリングの連絡はいつ頃ありますか。 | ヒアリングは、申請年度の5月上旬から長野市の県庁で対面実施又はWeb会議形式で実施します。4月下旬にはヒアリング日時等を申請者に通知します。 ※ <u>令和7・8・9年度</u> 県内営業所等の本店扱いヒアリング期間 <u>令和7年5月7日から令和7年5月12日を予定</u> |

県内営業所等の本店扱い認定に関する質問・回答

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|
| 9 | ヒアリングの参加人数に制限はありますか。 | 参加人数に制限はありませんが、申請責任者は必ず出席してください。申請責任者が出席しない場合は、認定できないことがあります。 |
| 10 | ヒアリングは何を持参すればよいですか。 | 本店扱い認定申請書の会社控え等必要に応じて補足説明資料を持参してください。 |
| 11 | 状況確認用の写真は、申請日の1ヶ月以内に撮影したものとありますが、日付入り写真を添付すればよいですか。 | 写真は、1ヶ月以内に撮影した日付入りの写真としてください。 |
| 12 | 営業所等の開設年度を確認できる証拠書類について、登記簿等の写し又は同等の書類とありますが、同等の書類とは何ですか。 | 営業所等の開設年度が証明できる、 ・営業所開設当時の公的機関との契約書の写し ・社史等の写し ・営業所等建物の所有権登記又は賃貸契約書の写し ・有価証券等 のいずれかとしています。 |
| 13 | 機械の保有状況が確認できる証拠書類について、保守・管理していることの確認できる車検証、リース契約書の写し、又は同等の書類とありますが、同等の書類とは何ですか。 | 営業所等が保守・管理していることが証明できる、 ・標識交付証明書の写し ・自動車損害賠償責任保険証明書の写し ・償却資産証明書の写し ・特定自主点検記録表の写し のいずれかとしています。 |
| 14 | 工事又は業務実績が確認できる証拠書類について、確認できる書類とは何ですか。 | ・過去4年間に営業所等が管轄する区域において、それぞれの業種の元請として、かつ担当した主任(監理)技術者又は管理(主任)技術者が申請営業所等に在籍していた社員である県工事又は業務の契約書の写しです。 ・工事規模の大小は問わず、請書でも可とします。 ・業種について、工事名で判断が難しい場合は、工事内訳書及び入札公告の写しを提出してください。 ・担当した技術者の氏名及び当該技術者が営業所等に在籍していたことを証明する書類として、コリンズ・テクリス登録した書類の写し等を提出してください。 |
| 15 | 工事実績は、「小規模補修工事の当番による工事」及び「小規模維持補修工事」の実績も認められますか。 | ・「小規模補修工事の当番による工事」及び「小規模維持補修工事」の実績についても、工事実績として認めます。 ・認定申請する各業種ごとに1件以上の実績が必要です。同一の工事をもって複数の業種の実績とは認めません。 ・「標識設置のみ」のような簡易なものは除きます。 ・発注依頼書、工事内訳書、しゅん工届を提出してください。 ・業種の判断が難しい場合は、図面等、工事内容の分かる資料を追加で求める場合があります。 |

県内営業所等の本店扱い認定に関する質問・回答

2 認定基準関係

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 1 | 基礎条件1の営業所開設後20年以上経過した営業所等を有する企業を吸収合併した場合、申請を行えば認定されますか。 | 吸収合併された企業の営業所等は、吸収した企業の営業所等として20年以上経過している営業所等ではないため、認定できません。 |
| 2 | 基礎条件3「過去4年間に営業所等が管轄する区域(所在場所を管轄する地域振興局管内)において、それぞれの業種の元請けとして、かつ担当した主任(監理)技術者が申請営業所等に在籍していた社員である県工事の施工実績があること」となっていますが、本店と営業所が同一地域振興局管内にある場合、本店の契約で技術者が申請営業所に在籍していた社員である県工事の施工実績は該当しますか。 | 「本店扱い」は営業所等を本店とみなす制度であり、認定を受ける申請営業所等は本店と同様な施工体制等を必要としています。 このため、本店で契約した県工事は、申請営業所等の実績に該当しません。 |
| 3 | 認定基準を満たすことを確認できる書類は、具体的には何を添付すればよいですか。 | 長野県公式ホームページに掲載している認定公告「証拠書類の詳細例について」(表1)を参照してください。 また、様式2「本店扱い認定基準に対する営業所等の状況」の下段[添付書類の例]も参照してください。 |
| 4 | 営業所等の社員数の条件はあるのでしょうか。 | 認定基準 基礎条件2のとおりです。 ・建設工事に係る県外本店の営業所等は、長野県に在住する自社社員が10名以上常勤していることを条件としています。ただし、建設工事のうち道路付属施設のみ、長野県に在住する自社社員が5名以上常勤していることを条件としています。 ・委託業務に係る県外本店の営業所等は、長野県に在住する自社技術者が3名以上常勤していることを条件としています。(技術者とは、技術士、RCCM、認定技術管理者、地質調査技士、補償業務管理士、補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、測量士、測量士補) ・建設工事に係る県内本店の営業所等は、営業所等がある地域振興局管内に在住する自社社員が10名以上常勤していることを条件としています。 ・委託業務に係る県内本店の営業所等は、営業所等がある地域振興局管内に在住する自社技術者が3名以上常勤していることを条件としています。 |
| 5 | 営業所等の技術者数の条件はあるのでしょうか。 | 認定基準の技術者条件5、6のとおりです。 ・建設工事に係る県外本店の営業所等は、長野県に在住する自社主任(監理)技術者が2名以上営業所等に常勤していることを条件としています。(主任(監理)技術者とは、建設業法第7条第2号(技術者の専任配置)、第15条第2号(特定建設業:技術者の専任配置)、及び第26条(主任(監理)技術者の設置等)に定められた技術者) ・委託業務に係る県外本店の営業所等は、長野県に在住する自社技術者が営業所等に常勤していることを条件としています(求める資格等は各業種ごとに定めています)。 ・建設工事に係る県内本店の営業所等は、営業所等のある地域振興局内に在住する主任(監理)技術者が2名以上常勤していることを条件としています。 ・委託業務に係る県内本店の営業所等は、営業所等のある地域振興局内に在住する測量士が2名以上常勤していることを条件としています。 ・本社や他の営業所等との兼務は認めません。 ・常勤とは申請年3月1日現在、3ヶ月以上連續して雇用していることをいいます。 |

県内営業所等の本店扱い認定に関する質問・回答

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|
| 6 | 機械力条件において、申請営業所等の保有する建設機械の条件はあるのでしょうか。 | <p>認定基準の機械力条件7のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木一式、とび・土工・コンクリートは、自社名義又は長期リース(3年以上)の機械(バックホウ、モーターグレーダー、ブルドーザーなど、掘削、押土、積込み、整地用の土工工事用機械。ただし、土砂運搬自動車及び貨物自動車は除く。)を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあることを条件としています。 ・法面工事は、自社名義又は長期リース(3年以上)の法面工事用の機械(ただし、土砂運搬自動車及び貨物自動車は除く。)を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあることを条件としています。 ・舗装工事は、自社名義又は長期リース(3年以上)のアスファルトフィニッシャーを営業所において保守・管理し、常時使用可能な状態にあることを条件としています。 ・道路付属施設工事は、自社名義又は長期リース(3年以上)のラインマーカー車、ニーダー車等の路面表示の専用機械を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあることを条件としています。 |
| 7 | 法面工事の専門性の要件は何ですか。 | <p>次のいずれかに該当することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格で法面処理の資格点数を有すること。(経営事項審査で法面処理を受け、長野県の入札参加資格で法面処理を「とび・土工・コンクリート」に含めて申請した場合) ・完成工事高全体に占める法面処理の割合が10%以上で、かつ完工高(法面処理)5億円以上であること。 |
| 8 | 県内本店の営業所等の測量業務における専門性の要件は何ですか。 | 本社が建設コンサルタントの入札参加資格を有することが必要です。 |
| 9 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、舗装工事の、貢献性の要件は何ですか。 | <p>建設工事の貢献性の要件は、次のいずれかに該当することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度以前3ヵ年のいずれかに、営業所等のある建設事務所管内で、県又は市町村発注の除雪業務を受注していること、又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約若しくは除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約を締結している者のうち、道路除雪業務を担当している者とします。(共同企業体にあってはその構成員を含む) ただし、県外本店の営業所等の舗装工事については、除雪業務の工事実績を求めません。 ・申請年度以前3ヵ年のいずれかに、土木施設小規模補修工事の当番に登録※1していること、又は小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約を締結※2していること(ただし、共同企業体にあってはその構成員を含む。また、共同企業体の場合、除雪業務のみに従事する者として構成員になっている者は除く。)。 <p>※1 登録していない場合にあっては、申請次年度以降の当番申請を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は申請次年度以降の当番登録申請期間初日から。</p> <p>※2 締結していない場合にあっては、申請次年度以降の土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約(包括JV)に参加表明を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は申請次年度以降の施工体制確認型契約の参加表明期間初日から。</p> |
| 10 | 建設工事の貢献性の要件のうち、申請年度以前2ヵ年いずれかの除雪業務の工事実績には、春山除雪も含まれますか。 | 除雪業務の工事実績は、道路除雪又は融雪剤散布を対象としており、春山除雪は除きます。 |

県内営業所等の本店扱い認定に関する質問・回答

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 11 | 令和4年1月に「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約」に関する各要領が改正となり、「除雪業務における委託契約要領」の参加資格要件を満たせば、除雪業務のみに従事する者として道路JVに参加できることとなつたが、除雪業務のみに従事する者は、建設工事の貢献性要件の「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約を締結していること」を満たしていると言えますか。 | この要件は、河川等の当番登録又は道路の施工体制確認型契約を締結していることを求めていたため、除雪業務のみに従事する者として道路JVに参加した構成員については要件を満たしません。 |
| 12 | 建設工事の貢献性要件のうち、「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約を締結していること。締結していない場合にあっては、申請次年度以降の土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約(包括JV)に参加表明を行う意志がある場合も可。」とあるうちの、締結していない場合の「土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約」とは何ですか。 | 土木施設小規模補修工事の当番登録(河川等の当番登録)での業務と同等の内容を含む施工体制確認型契約で、いわゆる包括JVの契約を指します。 |
| 13 | 建設工事の貢献性要件のうち、「当番に登録していない場合にあっては、申請次年度以降の当番申請を行う意志がある場合」「施工体制確認型契約を締結していない場合にあっては、申請次年度以降の土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約(包括JV)に参加表明を行う意志がある場合」として認定された場合、本店扱いの有効期間はいつからですか。 | (1)当番登録をする意思がある者としての申請 申請次年度以降の当番の登録申請期間初日からです。 (2)包括JVに参加表明を行う意思がある者としての申請 申請次年度以降の包括JVの参加表明期間の初日からです。 |
| 14 | 当番登録をする意思がある者として申請を行つたが、当番登録をする時期に、結果的にJVに参加することとなつた場合はどうなりますか。 | 結果的にJVに参加表明をした場合、有効期間はJVの参加表明期間の初日からとなります。 |
| 15 | 建設コンサルタント、地質調査、測量業務の貢献性の要件は何ですか。 | 建設コンサルタント及び測量は、申請前年度の県の災害時における緊急調査(測量及び設計業務)の当番に登録されていることが必要です。 地質調査は、申請前年度の県の災害時における緊急調査(地質調査業務)の当番に登録されている必要があります。 |
| 16 | 自社社員及び自社名義又は長期リース(3年以上)の機械は、『連結財務諸表原則』の定義に該当する連結子会社の社員、機械でも、営業所等において保守・管理し常時使用可能な状態であれば含めることはできるでしょうか。 | 営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態であれば、含めることはできます。 |
| 17 | 法人(市町村)民税の納税証明書について教えてください。 | 本店扱いの認定を受けたい事業所(支店)において、事業所(支店)が存在する市役所又は町村役場で取得してください。令和7年3月1日を基準日いたします。従いまして、市役所又は町村役場の税を扱う部署での納税証明書の申請におきましては、令和5年度分又は令和7年3月1日を含まない会社の事業年度(例:令和6年3月～令和7年2月)を記載の上、納税証明書を取得してください。 |

県内営業所等の本店扱い認定に関する質問・回答

3 認定後の入札に当たっての留意事項

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 総合評価落札方式における評価項目は、本店扱い認定者のみの成績・実績等により評価するとなっていますが、具体的な内容を教えてください。 | 評価する内容は以下になります。 (1)工事(業務)成績 (2)工事(業務)実績 (3)地域要件 (4)社会貢献 (5)技術者要件(委託業務の照査技術者を除く) (6)建設マネジメント (7)施工体制 (8)地域貢献等簡易型における地域貢献度、災害時体制、地域精通度 なお、委託業務において、複数の業種を要件としている案件(例「建設コンサルタントかつ測量」)においては、(3)地域要件は評価点の低い方の業種を採用します。 |
| 2 | 地域要件が「県内に本店又は営業所を有すること」又は「なし」の場合、本店扱い認定された営業所等は、県外本社の営業所等として、本社又は他の営業所等に常勤する技術者を配置技術者として入札することは可能ですか。 | 「本店みなし認定」を受けた業種については、その営業所等を県内本店とみなしますので、 <u>県外本社の営業所等として入札することはできません</u> 。 落札した案件に配置する技術者は、認定通知時にお送りする「県内営業所等の本店扱いに係る〇〇技術者として配置できる技術者」に記載された技術者のみとなります。(委託業務の照査技術者を除く) 配置技術者については、受注希望型競争入札公告[共通事項]2(6)もあわせて確認してください。 |
| 3 | 認定後に認定基準を満たさない状況が生じた場合には、どのようにしたらよいでしょうか。 | 速やかに認定取消し申請書(様式5)を提出してください。 |
| 4 | 本店扱い認定の有効期間内に、機械のリース契約、長野県に在住する自社社員(営業所のある地域振興局管内に在住する自社社員)の雇用契約など契約期間が終了し、既に提出されている書類上の認定基準を満たさなくなる場合は、どのようにしたらよいでしょうか。 | 認定基準を満たすことがわかる証拠書類を速やかに提出してください。また、県から資料提出の要請があった場合も速やかに提出してください。 なお、要請に応じない場合、虚偽申請が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。 |
| 5 | 営業所に常勤する技術者に、技術者の入れ替え、技術者の減員、資格の追加、増員等の変更が生じた場合は、どのようにしたらよいでしょうか。 | 営業所に常勤する技術者に、技術者の入れ替え、技術者の減員等がある場合は、速やかに技術者変更届(様式1)を県庁建設部技術管理室に提出してください。 また、営業所に常勤する技術者を増員する場合は、速やかに技術者変更協議書(様式2)を提出してください。 技術者の資格に追加があった場合、業種ごとに配置可能な技術者数が増えない場合は変更届を、増える場合は変更協議書を提出してください。 |
| 6 | 入札参加資格要件で基本要件の「同種工事の実績又は専門性の有無」について、本店扱い認定者の取扱いはどうなりますか。 | 「同種工事の実績又は専門性の有無」については、本店扱い認定者のみの実績等となります。 |
| 7 | 本店扱い認定者が応札する場合の実績等は、本店扱い認定者の実績のみになりますが、本社が応札する場合の本店扱い認定者となった営業所等の扱いはどうなりますか。 | 本社が応札する場合は、従来どおり営業所等の実績を含めることができます。 |
| 8 | 本店及び本店扱い認定者は、同一案件に同時入札ができますか。 | 同一案件に同時入札はできません。 また、同時入札した場合は、「同一人が入札した2通以上の入札書」に該当し、両方の入札書が無効となります。 |
| 9 | 本店及び本店扱い認定者の一方、若しくは両者が対象となる一括方式の発注案件は、どうになりますか。 | 定めた順序により開札し、先の開札順序の案件で落札候補者となった本店(又は本店扱い認定者)は、後の開札順序の案件について無効失格となります。 |
| 10 | 「内訳書の提出及び下請要件を付す発注方式」における県内下請業者は、県内に本店を有する者を対象としているが、県外本店の本店扱い認定された営業所等の扱いはどうなりますか。 | 県内下請業者の対象とはならないものとします。 |